

別 表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>吸収分割（物的分割）</p> <p>トナミ運輸株式会社（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）をトナミ運輸分割準備株式会社に承継させる。</p> <p>①分割会社</p> <p>名称：トナミ運輸株式会社</p> <p>（平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定）</p> <p>住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号</p> <p>代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介</p> <p>資本金：14,182 百万円</p> <p>②承継会社</p> <p>名称：トナミ運輸分割準備株式会社</p> <p>（平成 20 年 10 月 1 日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定）</p> <p>住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号</p> <p>代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介</p> <p>分割前の資本金：10 百万円</p> <p>分割後の資本金：10,000 百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者：</p> <p>トナミ運輸株式会社</p> <p>（平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定）</p> <p>④分割予定日：平成 20 年 10 月 1 日（予定）</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 3 号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第 81 条第 9 項（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
<p>事業革新</p>	<p>第 2 条第 2 項第 2 号イ</p> <p>貨物自動車運送事業において「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の 1.0%以上とすることを目標とする。</p> <p>「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国 24 時間対応の緊急配送にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24 時間いつでも、時間指定配送サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配送・迅速配送を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ 24 時間対応の配送ニーズ」に対応したものである。</p> <p>また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配送先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配送状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。</p> <p>当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008 年 10 月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。</p>	

